**○○消防計画（記載例）**

**第　１　章　　総　　則**

（　目　的　）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、○○株式会社における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止をはかることを目的とする。

**第　２　章　　防火管理者の権限及び計画の適用範囲**

（　消防計画の適用範囲　）

 第２条　この計画は、当社に勤務し出入りし、又は居住するすべての者に適用するものとする。

（　防火管理者及び事務局　）

 第３条　防火管理者は、〇〇〇とし、事務局を〇〇〇におき、この計画実施にあってのすべての事務を行うものとする。

 （　防火管理者の権限及び業務　）

 第４条　防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

（１）消防計画の検討及び変更

（２）消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施

（３）建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督

（４）消防用設備等の点検整備の実施及び監督

（５）火気の使用又は取扱いに関する指導監督

（６）収容人員の管理

（７）管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

（　消防機関への報告、連絡　）

 第５条　防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届及連絡を行うものとする。

（１）消防計画の提出(改正の都度)

（２）建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続

－１－

（３）消防用設備等の点検結果の報告

（４）消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請

（５）教育訓練指導の要請

（６）その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

**第　３　章　　防火管理委員会**

（　防火管理委員会　）

第６条　防火管理委員会は、防火管理業務の適正な運営を図るため、〇〇を委員長に、

別表１のとおりおく。

（　委員会の開催　）

第７条　委員会の開催は、定例会と臨時会とし、定例会は〇月及び〇月とし、臨時会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

（　審議事項　）

第８条　防火管理委員会は、次の事項について審議する。

（１）消防計画の樹立及び変更に関すること。

（２）防火対象物の構造及び避難施設並びに消防用設備等の維持管理に関すること。

（３）自衛消防組織の設置及び装備等に関すること。

（４）消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

（５）消防施設の改善強化に関すること。

（６）火災予防上必要な教育に関すること。

（７）その他防火管理に関すること。

**第　４　章　　火災予防**

（　予防管理組織　）

第９条　予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検、検査を実施するための組織とする。

（　火災予防のための組織　）

第１０条　火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに、各階ごとに防火担当責任者を、各部屋ごとに火元責任者をおくものとし、別表２のとおり定める。

（　自主点検検査を実施するための組織　）

第１１条 自主点検検査を実施するための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器

－２－

具、電気設備等については適正な機能を維持するため、定期に点検検査を実施するものとし、各点検検査班を別表３のとおり定める。

（　防火担当責任者の業務　）

第１２条　防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

（１）当区域の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すう

（２）防火管理者の補佐

（　火元責任者の業務　）

第１３条　火元責任者は、次の業務を行うものとする。

（１）担当区域内の火気管理

（２）当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理

（３）地震時における火気使用設備器具の安全確認

（４）防火担当責任者の補佐

（　宿直員の業務　）

第１４条　宿直員は、〇〇を定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を宿直日誌に記録し、防火管理者に報告しなければならない。

（　火気等の使用制限等　）

第１５条　防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

（１）喫煙禁止場所の指定

（２）火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定

（３）工事中の火気使用の制限及び立合い

（４）火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限

（　臨時の火気使用等　）

第１６条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

（１）指定場所以外で臨時に火気を使用するとき

（２）各種火気使用設備器具を設置または変更するとき

（３）催物の開催およびその会場で火気を使用するとき

（４）危険物の貯蔵取扱い、または種類、数量等を変更するとき

（５）改装、模様替等を行うとき

－３－

（　火気等使用時の遵守事項　）

第１７条　火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）ガスこんろ、電熱器等の火気使用設備器具は指定された場所以外では使用してはならない。

（２）火気設備器具を使用する前に必ず器具等を点検してから使用すること。

（３）火気設備器具の周囲の可燃物があるか否かを確認してから使用すること。

（４）火気設備器具の使用後には必ず点検をし、安全を確認すること。

（５）喫煙は廊下等、禁止された場所でしてはならない。

（６）〇時には灰皿を指定する場所に集めること。

（　施設に対する遵守事項　）

第１８条　避難施設及び防火施設を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならないものとする。

（１）避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

（２）床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持すること。

（３）避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとする。

（４）防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

（５）防火戸は近接して延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

（　工事人等の遵守事項　）

第１９条　〇〇で工事等を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者へ提出し必要な指示を受けること。

（２）火気等を使用する作業にあっては、消火器等を配置すること。

（３）指定された場所以外では、喫煙、たき火等を行わないこと。

（４）危険物類の使用は、そのつど防火管理者の承認を得ること。

（５）火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。

（　自主検查の方法及び実施時期　）

第２０条　建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査を実施する各点検検査班は、別に定める検査票に基づき実施するものとする。

２　自主検査の実施時期は、次により実施するとともに、平素においては火元責任者が随時行うものとし不備欠かん事項が発見された場合は、防火管理者に連絡しなければならない。

－４－

|  |  |
| --- | --- |
| 検　査　対　象 | 検　査　実　施　月　日 |
| 建　築　物 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 火　気　使　用　設　備　器　具 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 危　険　物　施　設 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 電　気　設　備 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |

（　消防用設備等の点検・報告　）

第２１条　防火管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能等を維持管理するために、点検資格者に点検をさせ、その結果を〇〇に報告するとともに防火対象物維持台帳に記録しておくものとする。

２　〇〇は、消防用設備の点検結果を１年（３年）に１回消防長に報告しなければならない。

**第　５　章　　自衛消防組織**

（　自衛消防隊　）

第２２条　防火管理者は、〇〇を自衛消防隊長に自衛消防組織を編成しなければならない。

２　編成及び任務分担は、別表４のとおり。

３　自衛消防隊の指揮命令は、隊長が行う。

（　通報連絡　）

第２３条　火災を発見したものは、消防署へ通報するとともに〇〇に連絡するものとする。

２　〇〇〇は、消防機関への通報をしたかどうか確認したのち、放送設備で〇〇に周知するものとする。

（　消火活動　）

第２４条　消火活動は、指定された動力消防ポンプ、屋内消火栓、消火器等をもって、適切有効な消火活動を行うこと。

－５－

（　避　難　）

 第２５条　火災等の避難場所は、〇〇〇とする。

２　避難は、原則として火点の上階層は犀外階段及び火点反対側屋内階段を、火点階以下の階層は、屋内階段を使用して避難するものとし、エレベータによる避難は行わないこと。

３　避難誘導にあっては、拡声器、メガホン等を有効に活用して避難者に避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し、火点上階層の者を最優先に避難させること。

４　防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置図及び屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を作成して掲示し、すべての者に周知徹底しなければならない。

（　休日、夜間における活動体制　）

 第２６条　休日、夜間においては、宿直者等で、次の活動を行わなければならない。

(1)　火災を覚知した場合は、ただちに消防署に通報するとともに、他の宿直者等に火災の発生を知らせ、さらに備え付けの緊急連絡一覧表により関係者にすみやかに連絡すること。

(2) 消火活動は、消火器、屋内消火栓等を有効に活用し、適切な消火活動を行うこと。

**第　６　章　　防災教育·訓練**

（　防災教育の実施　）

 第２７条　防火管理者は、次の区分により防災教育を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 実施月日 | 実施要領 |
| 各管理者を対象とする教育 | 　月　日 | 講演会、研究会等 |
| 　月　日 |
| 自衛消防隊員を対象とする教育 | 月　日 | 座学、実技等 |
| 月　日 |
| 月　日 |
| 一般社員を対象とする教育 | 月　日 | 座学、資料配布等 |
| 月　日 |
| 新入社員を対象とする教育 | 採用研修期間10時間以上をあてる。 | 座学、施設物の取扱等 |

－６－

（　防災教育の内容　）

第２８条　防災教育の内容は、次によるものとする。

（１）消防計画の周知徹底

（２）火災予防上の遵守事項

（３）防火管理に関する各自の任務及び責任の周知徹底

（４）その他防火管理上必要な事項

（　訓　練　）

第２９条　防火管理者は、火災及びその他災害時における人命安全、物的損害の軽減をはかるため、年２回以上通報、消火及び避難誘導を内容とする訓練を実施するものとする。

（　訓練の実施報告　）

第３０条　防火管理者は、消火訓練及び避難訓練等を実施する場合は「避難訓練通知書」により、消防長へ通知すること。

（　防火管理業務の一部委託　）

第３１条　防火管理者は、防火管理業務の一部を委託している場合は、受託者の住所・氏名並びに受託者の行う業務の範囲、方法等を明記するものとする。

２　委託防火管理業務の具体的内容は、別表５のとおり。

 付則

 この消防計画は、令和 年　月　日から施行する。

－７－

別表１

**防　火　管　理　委　員　会**

年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 役職名 | 氏名 | 備考 |
| 委員長 | 代表取締役社長 | ○○　○○ | 自衛消防隊長 |
| 副委員長 | 取締役　総務部長 | ○○　○○ | 防火管理者　自衛消防副隊長 |
| 委員 | 取締役　営業第一部長 | ○○　○○ |  |
| 委員 | 取締役　営業第二部長 | ○○　○○ |  |
| 委員 | 取締役　販売部長 | ○○　○○ |  |
| 委員 | 営繕課長 | ○○　○○ | 地下地区隊長 |
| 委員 | 商品管理課長 | ○○　○○ | ２階地区隊長 |
| 委員 | 販売促進課長 | ○○　○○ | ５階地区隊長 |
| 委員 | 人事課長 | ○○　○○ |  |
| 委員 | 警備課長 | ○○　○○ | １区地区隊長 |

別表２

**火災予防のための組織編成表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者 | 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 総務部長氏名 | １　階 | A課A課長氏名 | A室 | A課　氏名 |
| B室 | B課　氏名 |
| C室 | C課　氏名 |
| D室 | D課　氏名 |
| ２　階 | E課E課長氏名～　　省　略　　～ | E室 | E課　氏名 |
| F室 | F課　氏名 |
| G室 | G課　氏名 |
| H室 | H課　氏名 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ８　階 |  |  |  |
|  |  |

－８－

別表３

**自主点検、検査の組織編成表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　別 | 実　施　区　分 | 実　施　班 |
|  | 屋内消火栓設備 | 第１種消防用設備点検資格者○○課　氏名 |
| 消火器 |
| スプリンクラー設備 |
| 自動火災報知設備 | 第２種消防用設備点検資格者○○課　氏名 |
| 避難器具 |
| 誘導灯 |
|  | 建築物 | ○○課　氏名 |
| ○○課　氏名 |
| 火気使用施設 | ○○課　氏名 |
| ○○課　氏名 |
| 電気施設 | 電気主任技術者○○課　氏名 |
| 機械施設 | ○○課　氏名 |
| ○○課　氏名 |
| 危険物施設 | 危険物取扱者○○課　氏名 |

別表４

**自衛消防組織編成表**

－９－

別表５

**防火管理業務の一部委託状況表**（　　　　年　　月　　日現在　）

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名 |  |
| 防火管理者氏名 |  |
| 受託者氏名（名称） |  |
| 住所（所在地） | TEL（　　　　）　　　　－ |
| 担当事業所（名称） | TEL（　　　　）　　　　－ |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | □常駐方法 | 範　囲 | * 火気使用箇所の点検等監視業務
* 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
* 火災が発生した場合の初動措置

□初期消火　　□通報連絡　　□避難誘導□その他（　　　　　　　　　　　　　　）□ 周囲の可燃物の管理□ その他（　定期的な巡回　　　　　　　　） |
| 方　法 | 常　駐　場　所 |  |
| 委託する防火管理の区域 | □全域　□一部〔　　　　　　　　　　〕 |
| 委託する時間帯 |  | 常駐人員 | 人 |
| □巡回方式 | 範　囲 | * 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務
* 火災が発生した場合の初動措置

□初期消火　　　□通報連絡　　　□その他（　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方　法 | 巡回回数 |  |
| 委託する防火管理の区域 | □全域　□一部〔　　　　　　　　　　〕 |
| 委託する時間帯 |  | 常駐人員 | 人 |
| □遠隔移報方式 | 範　囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火　　　□通報連絡　　　□その他（　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方　法 | 現場確認要員の待機場所 |  |
| 委託する防火管理の区域 | □全域　□一部〔　　　　　　　　　　〕 |
| 委託する時間帯 |  | 所要時間 | 分 |

－１０－